
第1章 計画の策定に当たって

1	策定の背景.....	2
2	都市計画マスタープランの概要.....	3

1 策定の背景

都市計画マスタープランは、長期的な視点で都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を示すものであり、市町村が市民の意見を反映して策定するものです。

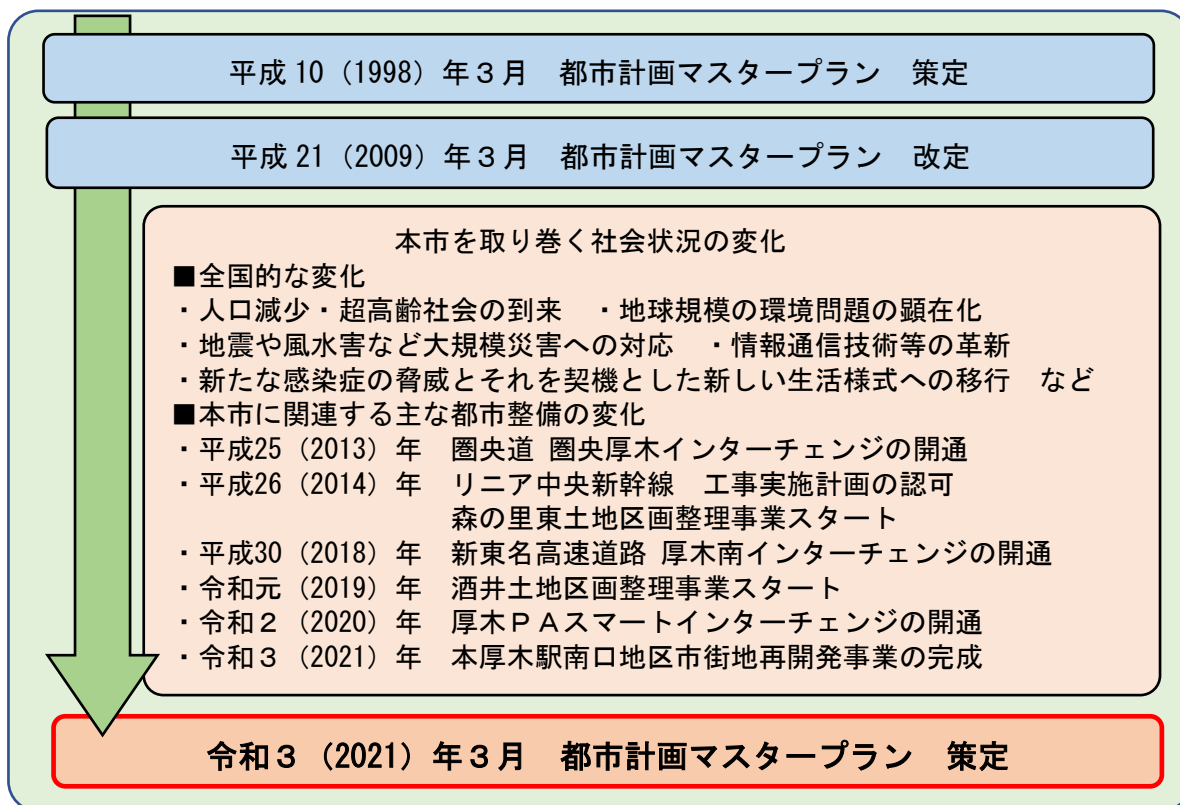
また、本市の最上位計画である厚木市総合計画の都市計画（都市づくり）分野を実現していくための計画とも言えます。

本市では、平成10（1998）年3月に都市計画マスタープランを初めて策定しました。その後、社会状況の変化や新たな総合計画の策定を受けて平成21（2009）年3月に改定し、令和2年度までを目標年次として都市づくりを進めてきました。

改定から10年が経過する中で、人口減少・超高齢社会の到来、頻発・激甚化する風水害や切迫する巨大地震への対応、新たな感染症の脅威とそれを契機とした新しい生活様式への移行など、本市を取り巻く社会状況は大きく変化しています。特に、本市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現に向けた都市づくりが求められています。

また、国内外では平成27（2015）年9月の国際サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）に基づき、「誰一人取り残さない」という理念の下、目標達成に向け様々な取組が進められています。

こうした社会状況の中、本市を取り巻く社会動向や令和3（2021）年3月に策定した第10次厚木市総合計画を受け、都市計画マスタープランを策定するものです。

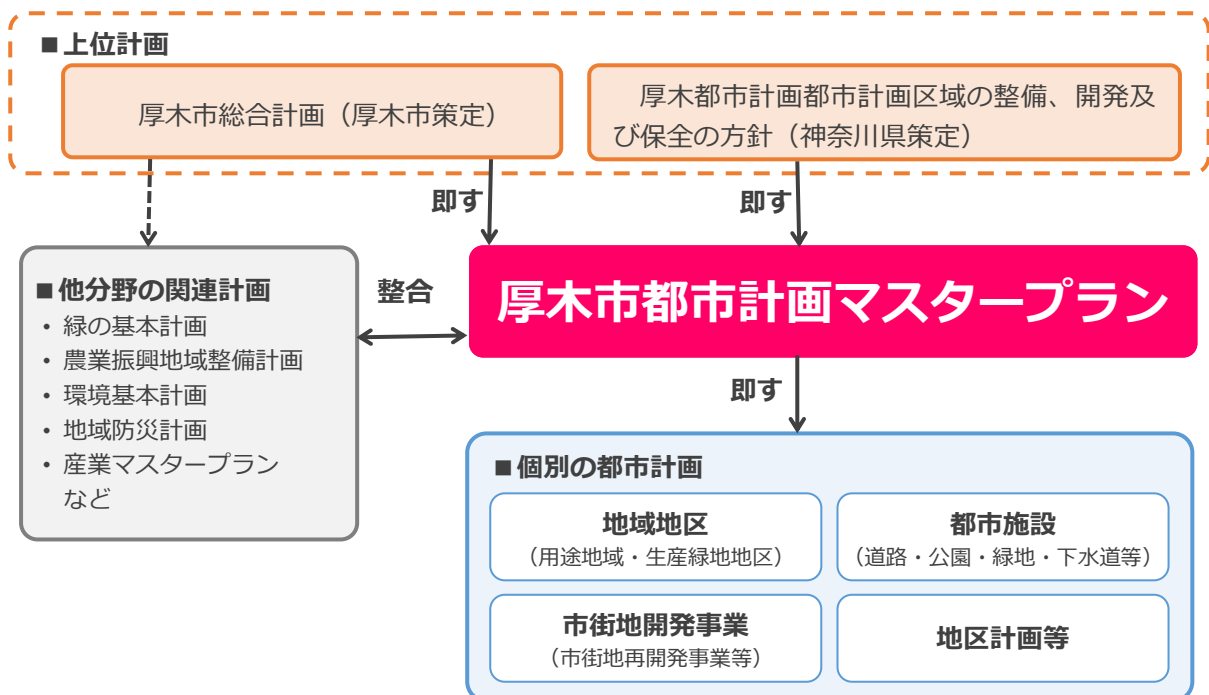


2 都市計画マスタープランの概要

(1) 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、中長期的な視点から、将来都市像や都市づくりの方向性を示すものです。

都市計画マスタープランは、本市が定める「厚木市総合計画」や、神奈川県が定める「厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即すとともに、関連計画との整合を図りながら策定しています。



(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、次の役割を担っています。

- 都市計画の決定や見直しに関する基本的な指針となる。
- 土地利用や都市施設、市街地開発事業など個別の都市計画の相互調整を行う。
- 市民、事業者、行政の協働による都市づくりを推進する共通の指針となる。

(3) 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、策定からおおむね20年後の令和22（2040）年とします。なお、社会状況の変化や上位計画である総合計画などの策定に併せて見直します。

(4) 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、以下の五つの章で構成されています。

第1章 計画の策定に当たって

都市計画マスタープランの策定の背景、位置付けと役割及び目標年次を示しています。

第2章 本市の現状と都市づくりの課題

本市を取り巻く現状と課題を整理し、今後の都市づくりに必要な視点を抽出しています。

第3章 全体構想

将来都市像と都市づくりの目標

現状と課題を踏まえ、本市が目指すべき「将来都市像」と、その実現に向けた「都市づくりの目標」を示しています。

将来都市構造

将来都市像と都市づくりの目標を踏まえ、将来の都市の骨格的な機能の配置・連携の考え方を示しています。

分野別方針

土地利用や都市交通など、都市づくりの目標の達成に向けた、分野ごとの都市づくりの方針を示しています。

第4章 地域別構想

市域を9地域に区分して、それぞれの地域の特性をいかしたまちづくりの方針を示しています。

1 厚木地域

6 南毛利地域

2 依知地域

7 玉川地域

3 睦合地域

8 森の里地域

4 荻野地域

9 相川地域

5 小鮎地域

第5章 まちづくりの実現化方策

将来都市像の実現に向けた取組と、計画の進行管理の方法について示しています。